

事後評価シート

主管課・室長：自然環境計画課長

施策名	- 8 - (1) 生物多様性の確保に係る施策の総合的推進
施策の概要	生物多様性の保全とその持続的な利用について我が国の取組の基本方針を示した生物多様性国家戦略に基づき、各種施策を推進するとともに、国家戦略の長期目標を達成するための手法について具体的に検討。生物多様性に係る内外の動向を踏まえ、平成13年度中に国家戦略を見直し、新たな戦略に基づく各種施策を14年度から推進。
目標及び指標	<p>ア 新たに策定した生物多様性国家戦略を踏まえ、自然環境保全の各分野に生物多様性保全の観点をより強く組み込む。</p> <p>イ 自然環境の保全のための政策の策定に必要な情報を収集・整備するとともに、開発途上国に対する支援等により国際的な生物多様性の保全を図る。</p>
目標の達成状況	<p>生物多様性条約に基づき、平成7年10月に生物多様性国家戦略が策定され、これに基づき、国内希少野生動植物種の指定、生息地等保護区の指定、自然公園法及び鳥獣保護法の改正、保護地域の指定管理等の施策を実施した。</p> <p>国家戦略の長期目標を達成するための手法としての生態系ネットワークの形成等を検討し、生物多様性保全のための重要地域情報等の試案をとりまとめた。</p> <p>近年の自然環境の状況及び社会情勢の変化、生物多様性の危機を踏まえ、関係省庁と協力して生物多様性国家戦略の見直しを行い、平成14年3月に、地球環境保全に関する関係閣僚会議において、新・生物多様性国家戦略を決定した。</p> <p>自然環境保全基礎調査は、昭和48年度より実施されており、平成13年度末現在、第6回自然環境保全基礎調査を実施中である。最近5年間の主な成果は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・植生：概ね5年ごとの植生の変化状況を把握するとともに、新たに現存植生図の更新を開始（国土の約4分の1の整備が完了）。 ・種の多様性：我が国に生息・生育する野生動植物約6000種を対象とした分布情報の蓄積及び分布図の作成。 ・遺伝的多様性：我が国の生物多様性を遺伝的側面から把握するためのケーススタディを実施。 ・生態系等：重要・典型的な生態系の現況を把握するほか、浅海域生態系に関する情報の緊急的把握手法を検討。 ・自然環境情報の提供：過去の自然環境保全基礎調査の成果を電子化し、インターネットやCD-ROMにより公表。 <p>国土の生態系の総合的管理を図るための情報基盤の整備については、国土の生態系を、流域のまとまりから8つのユニット（1ユニットは約20流域）に分け、1ユニットにつき、3年間で、情報収集、指標種の生息状況の整理、情報のGIS化、図の解析等の作業を行い、10年で全国をカバーすることとしており、事業開始年度である平成13年度は、整備の全体計画を策定するとともに、最初のユニットにおける調査に着手した。</p> <p>東アジア海地域におけるサンゴ礁モニタリングネットワークの構築を推進するため、東アジア海地域サンゴ礁モニタリングネットワーク専門家会合を開催するとともに、東アジア海地域におけるサンゴ礁モニタリングネットワークモデルモニタリング調査を実施。</p> <p>中国、オーストラリア、ロシア、韓国、米国と各々二国間渡り鳥等保護会議を開催するとともに、アジア太平洋地域渡り性水鳥保全戦略の推進のための国際会議に出席。</p> <p>ワシントン条約附属書への掲載等に係る種の保護を図っていく上での我が国の積極的な対応を決定する際の判断材料の整備や特定国際種事業に関する届出等の手引きの作成等ワシントン条約の適正な履行のための各</p>

	<p>種事業を実施。 国際自然保護連合及び国際湿地保全連合の会員として必要な拠出金の拠出を行った。</p>
評価	<p>平成7年の国家戦略策定以降、毎年の点検、目標達成のための手法検討などを経て、国家戦略の見直しが行われたことにより、新しい国家戦略では目標達成のための道筋が整理され、より具体的な基本方針等が提示されており、今後、生物多様性に係る施策展開の一層の充実が可能となる。</p> <p>国家戦略の見直し過程において、生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議で各省庁の協力を得るとともに、NGOはじめ国民からの意見を幅広く聴取したこと等により、関係機関や国民の生物多様性に係る理解を深め、国家戦略に基づく今後の施策を円滑に推進できる礎が築かれた。</p> <p>自然環境保全基礎調査は、昭和48年の調査開始以来、国として日本の自然環境を網羅的に把握する唯一の手段で、基礎的情報の収集・分析という点で極めて重要であり、国レベルでの計画や、環境アセスメント等にその成果が活用されるなど、重要な役割を果たしている。また、国の調査手法が全国標準となって各種情報が収集されることにより、各種の調査結果間の比較対照・評価ができるようになるという点で必要かつ重要である。</p> <p>これまで十分に行われていなかった国土全体の詳細な情報について、最新のIT技術を活用して取組を進めることは、今後、生態系のきめ細かな管理を進めていく上での基礎データとなり、また、各流域ごとの特性に応じた柔軟な管理を進めることが可能となるため、自然環境の保全上極めて効果的。</p> <p>国土情報と自然環境情報を重ね合わせたGISデータの整備により、森林、河川等の行政分野と自然環境保全分野との情報の統合が容易となり、政府として統一的なデータに基づいて各種施策を講ずることが可能となると期待される。</p> <p>本事業で自然環境の基盤情報が整備されることにより、開発計画等の策定段階であっても、自然環境への影響を地域住民にわかりやすく伝えることができることから、自然環境の保全上、極めて効果的。</p> <p>国際的取組への参加、国際条約の適正な履行等により、自然環境保全分野における国際協力を積極的に推進しており、条約事務局やアジア地域の開発途上国を中心に高い評価を得ている。</p>
今後の課題	<p>新しい生物多様性国家戦略に沿った施策が円滑に行われるよう、目標達成のためのより効果的な手法を検討するとともに、関係省庁間の連携を一層強化する必要がある。</p> <p>国家戦略は、1年ごとに点検することとしており、各省庁の施策の進捗状況を客観的に評価する必要がある。</p> <p>植生や動植物の分布状況等については、継続してデータの収集がなされているが、今後は生物の、量的情報の調査や生態系の機能、構造に係る詳細情報収集のための調査を充実する必要がある。</p> <p>森林、湿原、干潟などの生態系の質は、近年、人為により急速に変化しているため、これらの生態系ごとに全国の情報を長期間に亘って継続的に把握することが重要であり、きめ細かなモニタリングの実施が必要である。</p> <p>国際協力については、特にアジアの開発途上国を中心に今後も積極的な支援が求められている。</p> <p>我が国の経験と技術を活かし、アジア地域における自然環境データの整備、重要生態系ネットワーク構築等の実現について、2002年開催のヨハネスブルク・サミットにおいて提案し、協力を呼びかけることが求められている。</p>
政策効果	<p>新しい生物多様性国家戦略においては、今後、少なくとも5年程度の計</p>

把握の 手法及び 関連資料	画期間中に実施すべき施策については、可能な限り具体的に述べており、毎年 の点検や次回の見直し作業の過程で、各施策の効果を効果的に把握できるような記述に努めたところ。
添付資料 (別紙)	新・生物多様性国家戦略中間とりまとめ案と国民の皆様の意見の募集について

事務事業評価シート

施策名	- 8 - (1) 生物多様性の確保に係る施策の総合的推進	
事務事業名	効果 及び 評価	主な関連予算事項、税制等
ア．総合的推進	<p>近年の自然環境の状況の把握、目標達成のための各種手法の新・国家戦略においては、検討などを経て、国家戦略の見直しが行われたことにより、目標達成のための道筋が整理されるとともに、具体的な基本方針等が提示され、今後の生物多様性に係る具体的施策の効果的な展開が可能なものとなっている。</p> <p>また、各省協力して見直しを行ったこと、NGOはじめ国民からの意見を幅広く聴取するなどの作業を経たことについて、評価する意見が戦略見直し案に対するパブリックコメントにおいて国民から多く出された。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性保全推進費（7百万円） ・生物多様性国家戦略見直しに向けた生態系別保全戦略策定費（31百万円） ・サンゴ礁研究・モニタリング活動推進費（18百万円） ・遺伝子組み替え生物等の利用に関する安全性評価手法確立調査費（28百万円） ・共生と循環の地域社会づくりモデル事業（38百万円） ・亜熱帯地域自然環境保全活用調査費（10百万円） ・生物多様性情報システム整備推進費（90百万円）
イ．自然環境基礎調査の推進	<p>自然環境の基盤情報整備により、開発計画等の策定段階であっても、自然環境への影響を地域住民にわかりやすく伝えることが可能となることから、自然環境の保全上、効果が高い。</p> <p>また、最新のIT技術を活用して取組を進めることは今後、生態系のきめ細かな管理を進めていく上での基礎データとなり、極めて効果的。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境保全基礎調査費（354百万円） ・生態系総合管理基盤情報整備費（350百万円） ・生物多様性情報システム整備推進費（90百万円）
ウ．国際協力	<p>サンゴ礁や渡り鳥の保全のための国際的取組への参加、国際条約の適切な履行、国際的非政府機関への拠出等によって、自然環境保全分野での国際協力を積極的に推進しており、国際的な評価を得ている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ワシントン条約対策費（10百万円） ・トキ生息環境保護推進協力費（15百万円） ・アジア地域渡り鳥等国际共同研究推進費（26百万円） ・東アジア海地域地球規模サンゴ礁モニタリングネットワーク推進事業費（12百万円） ・アジア湿地・渡り鳥保護推進費 ・国際自然保護連合拠出金（5百万円） ・国際湿地保全連合分担金（3百万円）